11　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

12　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

13　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書により報告する株式への一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

9　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式（及び議決権）を所有（又は保有）しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該報告者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該報告者と特別の関係にあるものの保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式数量及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

10　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

11　第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第３条第３項第９号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数量及び保有等議決権数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該保有等議決権数量の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）